

令和4年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要

ホームページの番号	1-1				令和3年度補正 1-1
制度所管庁	経済産業省				経済産業省
執行機関	一般社団法人環境共創イニシアチブ／一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター（(c)のうち産業ヒートポンプのみ）				一般社団法人環境共創イニシアチブ（注）
補助金名	令和4年度先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金				令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金
	(a) 先進設備・システム	(b) オーダーメイド型設備	(c) 指定設備	(d) EMS機器	(c) 指定設備
補助申請者	国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること ただし、大企業については、以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。 ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において『Sクラス』又は『Aクラス』に該当する事業者 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者				国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること ただし、大企業については、以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。 ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において『Sクラス』又は『Aクラス』に該当する事業者 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
補助対象経費	設備費	設備費	設備費	設計費・設備費・工事費	設備費
対象事業	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムを導入することにより、原油換算量ベースで以下のいずれかの要件を満たす事業 ・省エネルギー率30%以上 ・省エネルギー量1,000kℓ以上 ・エネルギー消費原単位改善率15%以上 ※エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつエネルギー使用量が増加する事業に限る。	既存設備を機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等へ更新する等により、原油換算ベースで以下のいずれかの要件を満たす事業 ・省エネルギー率10%以上 ・省エネルギー量700kℓ以上 ・エネルギー消費原単位改善率7%以上 ※エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつエネルギー使用量が増加する事業に限る。	既存設備を、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが公表した補助対象設備へ更新する事業	SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択し、SIIが公表したエネマネ事業者からエネルギーマネジメントシステム（EMS）を導入して「エネルギー管理支援サービス」を契約締結して、導入したEMS機器を用いて計測・見える化・制御により省エネルギー化を図り、更に省エネルギー診断等によってチューニング等の運用改善を図ることにより、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を達成する事業	既存設備を、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが公表した補助対象設備へ更新する事業
対象設備	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システム ・既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること 他	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（設計図書等の納品物があること） 具体的な想定設備は、以下のとおり ・新規設計の設備（フルオーダー品） ・類似設計の設備（カスタマイズ品） ・システム設計を伴う設備（生産設備等を組み合わせた製造ライン） ・システム設計を伴う設備（自動車装置を組み合わせた製造ライン）	以下の設備区分に該当する設備であって、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表したもの 高効率空調／産業ヒートポンプ／業務用給湯器／高性能ボイラ／高効率コージェネレーション／変圧器／低炭素工業炉／冷凍冷蔵設備／産業用モータ／調光制御設備／工作機械／プラスチック加工機械／プレス機械／印刷機械／ダイカストマシン	SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択し、SIIが公表したエネマネ事業者からエネルギーマネジメントシステム（EMS）	以下の設備区分に該当する設備であって、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表したもの 高効率空調／産業ヒートポンプ／業務用給湯器／高性能ボイラ／高効率コージェネレーション／変圧器／低炭素工業炉／冷凍冷蔵設備／産業用モータ／調光制御設備／工作機械／プラスチック加工機械／プレス機械／印刷機械／ダイカストマシン
補助率	中小企業者等 : 10/10以内 大企業・その他 : 3/4以内	中小企業者等 : 10/10以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内 大企業・その他 : 3/4以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	設備種別・性能（能力等）毎に設定する定額	中小企業者等 : 1/2以内 大企業・その他 : 1/3以内	設備種別・性能（能力等）毎に設定する定額
上限／下限	補助金の限度額 上限 : 15億円／年度 （複数年度事業における事業全体の補助金上限額は30億円） 下限 : 100万円／年度	補助金の限度額 上限 : 15億円／年度 （複数年度事業における事業全体の補助金上限額は20億円 連携事業の場合は30億円） 下限 : 100万円／年度	補助金の限度額 上限 : 1億円／事業 下限 : 20万円／事業	補助金の限度額 上限 : 1億円／年度 （複数年度事業における事業全体の補助金上限額は1億円） 下限 : 100万円／年度	補助金の限度額 上限 : 1億円／事業 下限 : 20万円／事業
公募期間	2022/05/25～2022/06/30（注）				2022/03/03～2022/04/05（注）
注意事項	<p>（注） 公募期間は、(c)のうち産業用ヒートポンプのみ2022/06/06～2022/07/15</p> <p>※1 中小企業者等とは、中小企業者、個人事業主、中小企業団体等及び会社法上の会社以外の従業員が300人以下の法人</p> <p>※2 大企業とは、会社法上の会社であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人</p> <p>なお、大企業の申請要件は、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において、「Sクラス」又は「Aクラス」に該当する事業者 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者 <p>その他とは、みなし大企業に該当する法人（会社法上の会社以外の法人）であり、かつ従業員数が300人超えの法人</p> <p>【その他の申請要件】(a)(b)(d)に共通の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資回収年数が5年以上であること ・経費当たり計画省エネルギー量が補助事業に要する経費1,000万円当たり1kℓ以上の事業であること ・トッランナー制度対象機器を導入する場合はトッランナー基準を満たす機器であること ・「エネルギー使用量が1,500kℓ以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社以外の法人（みなし大企業を含む）」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること ・導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること 				<p>（注） 高効率コージェネレーションの執行機関は一般社団法人都市ガス振興センターで、産業ヒートポンプの執行機関は一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター</p> <p>（注） 高効率コージェネレーションの公募期間は2022/03/16～2022/05/11（一次）及び2022/07/04～（二次）。産業ヒートポンプの公募期間は、2022/03/14～2022/04/18（一次）及び2022/04/22～2022/06/03（二次）</p> <p>左欄の※1及び※2と同じ</p>

令和4年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要

ホームページの番号	1-2	1-4	令和3年度補正 1-2		
制度所管庁	経済産業省	環境省	環境省		
執行機関	一般社団法人環境共創イニシアチブ	一般社団法人温室効果ガス審査協会	一般財団法人環境イノベーション情報機構		
補助金名	令和4年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金		令和3年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業		
	脱炭素化促進計画策定支援事業		設備更新補助事業	診断事業	導入事業
補助申請者	国内において事業活動を営んでいる法人又は個人事業主であること	中小企業（個人、個人事業主を除く）／独立行政法人／地方独立行政法人（病院事業を営営するものに限る）／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／特別法の規定に基づき設立された協同組合等／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業（個人、個人事業主を除く）／独立行政法人／地方独立行政法人（病院事業を営営するものに限る）／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／特別法の規定に基づき設立された協同組合等／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・一般社団法人／その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業（個人、個人事業主を除く）／独立行政法人／地方独立行政法人（病院事業を営営するものに限る）／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／特別法の規定に基づき設立された協同組合等／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・一般社団法人／その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業（個人、個人事業主を除く）／独立行政法人／地方独立行政法人（病院事業を営営するものに限る）／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／特別法の規定に基づき設立された協同組合等／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・一般社団法人／その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
補助対象経費	設計費・設備費・工事費	人件費・業務費・一般管理費	本工事費・付帯工事費・機械器具費・測量及び試験費・設備費・事務費	委託料	工事費・付帯工事費・機械器具費・測量及び試験費・設備費・業務費・設備費
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 利子補給対象事業を実施するための資金について指定金融機関から受ける融資であること 導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間であって、原則、元利均等返済により融資金が完済される金銭消費貸借契約であること 利子補給対象事業は、次の(7)～(9)のいずれかの要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率の高い省エネルギー設備を新設又は増設する事業 省エネルギー設備等を新設又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業 データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1事業者当たり最大5つの支援対象工場・事業場まで可とし、下記の(a)(b)(c)を全て満足すること <ol style="list-style-type: none"> 年間CO₂排出量が50トン以上3,000トン未満の工場・事業場であること 令和3年度の脱炭素化促進計画策定支援事業を実施した工場・事業場ではないこと 事業実施後、策定したCO₂削減対策を少なくとも一つ以上実施すること 	<ol style="list-style-type: none"> 国内の工場・事業場において、高効率機器や燃料転換を実施する事業のうち、以下の1から6の要件を全て満たす設備更新補助事業であること <ol style="list-style-type: none"> 設備更新事業A又は設備更新事業Bのいずれかの事業要件を満足すること 基準年度排出量をSHFIT事業モニタリング報告ガイドラインに定める算定方法により算定できること 自主的対策による排出削減目標量を少なくとも一つ設定し、各対策について定量的な根拠を明示すること 1の設備更新補助事業における高効率設備、電化・燃料転換によるCO2削減効果及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること 補助事業の投資回収年数が3年以上であること 平成31年度と令和2年度の先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業又はCO2ポテンシャル診断推進事業（低炭素機器導入事業）により機器等を導入した工場・事業場でないこと、および令和3年度の設備更新補助事業により機器を導入した工場・事業場でないこと（設備更新事業Aの要件） 基準年度排出量が50t-CO₂以上である工場・事業場において、工場・事業場単位で年間CO₂（以下、備考欄に続く） 	<ol style="list-style-type: none"> 本事業の導入事業への応募を予定する既存の機器・設備への診断を対象として、令和4年7月29日までに環境省指定の診断機関による診断を完了し、その診断結果に基づいて本事業の導入事業の2次公募に応募すること 	<ol style="list-style-type: none"> 事業所の既存の機器・設備をエネルギー起源CO₂の排出抑制に機器・設備へ置き換え等行うものであって、次のaからhまでの要件を満たすもの <ol style="list-style-type: none"> 償却資産登録される機器・設備であること 導入する機器・設備が将来用機器・設備または予備設備でないこと、かつ、未使用品であること 導入する機器・設備の能力（出力）は既存機器・設備の能力（出力）と同等以下であること 置き換えられた既存機器・設備は撤去または稼働不能状態とすること 導入後は、旧機器・設備と併用して使用されることがないこと 導入後の機器・設備の年間CO₂排出量は、基準年度（令和元（2019）年度）の年間CO₂排出量より少ないこと 補助事業の投資回収年数が3年以上であること CO₂排出量の算出は、次の①～③のいずれかの診断結果に基づくものであること ①～③は（略）
対象設備	対象事業の3の(7)～(9)のいずれかの条件を満たす設備等		<p>エネルギー使用設備機器（高効率化あるいは電化・燃料低炭素化した産業・業務用設備機器や生産設備）</p> <p>エネルギー供給設備機器（低炭素燃料供給および受変電設備、再生可能エネルギー発電設備、コジェネレーション発電設備、太陽熱供給設備）</p>		事業所の既存の機器・設備をエネルギー起源CO ₂ の削減に寄与する機器・設備へ置き換え等行うものエネルギーの発生・移送・消費を一つのシステムとして、当該システムのCO ₂ 排出量を削減するための機器・設備の導入を含む 再生可能エネルギーの導入を含む
補助率	融資利率が1.1%以上 ： 利子補給率は1%以下 融資利率が0.1%以上1.1%未満 ： 利子補給率は融資利率－1% 融資利率が0.1%未満 ： 利子補給率は0% ※ 利子補給金の交付対象期間は、最長10年間	1/2	設備更新事業A : 1/3以内 設備更新事業B : 1/3以内	1/1	次の(A)又は(B)のいずれか低い方の金額 (A) 年間CO ₂ 削減量×法定耐用年数×5,000円/t-CO ₂ (B) 補助対象経費の1/2
上限/下限	1事業当たりの交付対象融資額の上限額 ： 100億円	【補助金の上限額】 事業所全体の支援 : 100万円 複数のシステム支援 : 100万円 単一のシステム支援 : 60万円	【補助金の上限額】 設備更新事業A : 1億円 設備更新事業B : 5億円	【補助金の上限額】 50万円	【補助金の上限額】 5,000万円
公募期間	第1回 2022/05/25～2021/06/23 第2回 2022/06/30～2022/08/12 第3回 2022/08/中～2022/09/下 第4回 2022/10/上～2022/11/中	2021/04/13～2021/06/20	2022/04/13～2022/05/20	2022/03/25～2022/05/06	2022/03/25～2022/04/22 二次公募 2022/07/08～2022/08/05
注意事項		※ 「令和4年度設備更新補助事業」の2次公募に応募予定の場合は、2022年5月20日12時が申請期限	「対象事業」欄の続き 排出量を15%以上削減、または主要なシステム系統で年間30%削減する脱炭素化促進計画に基づく設備更新を行う事業（設備更新補助事業B） 工場または事業場において、主要なシステム系統で次のi）からiii）を全て満たす脱炭素化促進計画に基づく設備更新を行う事業 i）電化・燃料転換 ii）CO ₂ 排出量を4,000t-CO ₂ /年以上削減 iii）CO ₂ 排出量を30%以上削減		太陽光、風力、バイオマス、水力および地熱による発電システム、あるいは太陽熱利用システムを新規に導入（再生可能エネルギーの導入）する場合には、「対象事業」欄のa, b, g, h及び次のi, jの要件を満たすこと i 取得された電気/熱は専ら自家消費するものであること j 導入事業に付随する範囲（法定耐用年数期間におけるCO ₂ 削減量が全CO ₂ 削減量の2分の1以下であること

令和4年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要

ホームページの番号	1-5	1-7	令和3年度補正 2-2(3)	3-1	令和3年度補正 3-1
制度所管庁	環境省	環境省	環境省	経済産業省	経済産業省
執行機関	一般社団法人日本冷媒・環境保全機構	一般社団法人環境金融支援機構	一般社団法人静岡県環境資源協会	一般社団法人都市ガス振興センター	一般社団法人都市ガス振興センター
補助金名	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱フロン・低炭素化社会の早期実現のための 省エネ型事前冷媒機器導入加速化事業	令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業	令和3年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物の脱炭素化・レジリエンス強化のための 高機能換気設備導入・ZEB化支援事業 大規模感染リスクを低減するための 高機能換気設備等の導入支援事業	令和4年度 災害時の強靱性向上に資する 天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 「停電対応型の天然ガス利用設備に係るもの」	令和3年度（補正） 災害時の強靱性向上に資する 天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
補助申請者	民間企業／ 地方公共団体／ 独立行政法人／ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・ 公益財団法人／ 個人事業主／ その他環境代人の承認を得て機構が適当と認める者	1 リース先は、中小企業、個人事業主等 2 サプライチェーン上の脱炭素化に資する以下の取組を行っている者（以下の取組は備考欄参照） 3 その他 ・政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと ・会社法上の外国会社でないこと	中小企業者／個人事業主／独立行政法人／ 地方独立行政法人（病院事業を経営するものに限る）／ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／ 社会福祉法人／医療法人／ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／ 地方公共団体（都道府県、政令指定都市を除く）／ その他環境大臣の承認を得て法人が適当と認める者	家庭用需要を除く全業種の事業者 （リース・エネルギーサービス等についても対象）	家庭用需要を除く全業種の事業者 （リース・エネルギーサービス等についても対象）
補助対象経費	本工事費・付帯工事費・機械器具費・ 測量及び試験費・設備費・業務費	設備費・工事費	設備費・工事費	設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、 新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費	設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、 新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費
対象事業	1 対象設備を導入する事業であること 2 応募時に機器の設置場所（事業所所在地）が確定していること 3 省エネ型自然冷媒機器導入に関する計画が具体的に作成されていること。また、省エネ型自然冷媒機器導入による二酸化炭素及びフロン類の削減効果把握し、その削減効果を外部に周知する計画を作成し、その実施状況について、実施要領に基づき、環境省の指定する事業報告書を指定する時期までに提出するものであること 4 省エネ型自然冷媒機器の導入により見込まれるエネルギー起源二酸化炭素の削減効果を実現し、省エネ性能が最大限発揮できるよう、機器の設置環境（室外機周辺の通風、日当たり等）に配慮すること 他	1 環境省が定める基準を満たす脱炭素機器に係る契約であること 2 リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること 3 解約可能であるオペレーティングリースを除くリース取引であること 4 リース期間が法定耐用年数の70%以上(10年以上は60%以上)の契約であること。ただし、リース期間が3年以上の契約であること 5 日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること 6 中古品の脱炭素機器をリースする契約でないこと 7 国による他の機器購入に係る補助金を受けた契約でないこと	以下に掲げる施設に対し、全熱交換型の換気設備の導入（新設・更新・追加）及び高効率な空調設備等の更新により、対象室内の換気量を現在換気量以上とし、導入前及び改修前の室もしくは施設に比して、導入後及び改修後のCO ₂ 排出量を削減できる設備を導入する事業 ・事務所等（事務所等） ・ホテル等（ホテル、旅館等） ・医療・福祉等（病院、老人ホーム、福祉施設、デイサービス、鍼灸・整体院等） ・百貨店等（百貨店、マーケット、理美容室等） ・学校等（小学校、中学校、各種学校等） ・飲食店等（飲食店、食堂、喫茶店等） ・集会所等（図書館等＜図書館、博物館等＞、体育館等＜体育館、公会堂、集会場、フィットネスクラブ等＞、映画館等＜映画館、カラオケボックス、ボウリング場＞）	1 天然ガスを主原料とするガスを燃料とした設備を導入して使用すること 2 中圧導管又は耐震性を向上させた低圧導管によるガス供給を受けること 3 系統電力の停電時に、発電又は空調を開始・継続できる設備であること 4 導入後の対象設備に、運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を取り付けること 5 ①～③のいずれかの施設であって、災害時に地域住民に空間、情報等の提供を行うことが可能な施設に設置され、対象設備が当該施設における災害時の役割に寄与していること、 ①災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設 ②災害時に活動拠点として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設 ③災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みを含む）施設	1 天然ガスを主原料とするガスを燃料とした設備を導入して使用すること 2 中圧導管又は耐震性を向上させた低圧導管によるガス供給を受けること 3 系統電力の停電時に、発電又は空調を開始・継続できる設備であること 4 導入後の対象設備に、運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を取り付けること 5 ①～③のいずれかの施設であって、災害時に地域住民に空間、情報等の提供を行うことが可能な施設に設置され、対象設備が当該施設における災害時の役割に寄与していること、 ①災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設 ②災害時に活動拠点として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設 ③災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みを含む）施設
対象設備	・冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場で用いられる省エネ型自然冷媒機器 ・食品小売店舗におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器	熱源機器、エネルギー変換設備、産業用機械（工作機械）、産業用機械（鍛圧機械）、産業用機械（射出成形機）、産業用機械（工業炉）、産業用機械（鋳造機械）、建設機械、厨房設備、空調用設備、業務用冷蔵設備、電気自動車・燃料電池自動車、医療画像機器、分析機器	高機能換気設備＜必須＞／ 空調設備＜任意＞（パッケージエアコン、ビル用マルチエアコン、ガスヒートポンプ式エアコン（GHP）等）／ 電気設備＜任意＞（分電盤、動力盤等）／ 測定機器＜任意＞（電力計等）	停電対応型CGS（機器本体メーカー付属品等含む）／ 停電対応型GHP（冷媒配管、室内機等を含む）／ 熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネ計測装置、ガスフースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事／ 各種配管及び配線（配管に付属するポンプ類を含む）	停電対応型CGS（機器本体メーカー付属品等含む）／ 停電対応型GHP（冷媒配管、室内機等を含む）／ 熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネ計測装置、ガスフースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事／ 各種配管及び配線（配管に付属するポンプ類を含む）
補助率	1/3以下	脱炭素機器のリースによる導入に必要な総リース料の6%以下 （1～4%に加点要素による上乗せが最大2%）	2/3	①政府想定地震エリア及び政令指定都市等の大都市等のうち、中圧導管でガスの供給を受けている施設 ： 1/2以内 ②上記以外の中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 ： 1/3以内	①政府想定地震エリア及び政令指定都市等の大都市等のうち、中圧導管でガスの供給を受けている施設 ： 1/2以内 ②上記以外の中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 ： 1/3以内
上限／下限	【上限】 5億円／事業者 （フランチャイズ形態のコンビニエンスストアにあっては、1事業者当たり170万円が上限）	【脱炭素機器部分の総リース料の金額】 65万円以上、2億円以下	【補助金交付額の上限】 2,000万円 【CO ₂ 排出量の削減コストによる上限】 二酸化炭素排出量1トン当たりの削減コストが12,000円を超える場合は、計算式による上限設定あり	1 中圧ガス導管による供給 停電対応型CGS ①地域 3.6億円／② 2.4億円 停電対応型GHP ①地域 1.0億円／②地域 6.6億円 2 低圧ガス導管による供給 停電対応型CGS ①②地域 0.6億円 停電対応型GHP ①②の地域 0.66億円	1 中圧ガス導管による供給 停電対応型CGS ①地域 3.6億円／② 2.4億円 停電対応型GHP ①地域 1.0億円／②地域 6.6億円 2 低圧ガス導管による供給 停電対応型CGS ①②地域 0.6億円 停電対応型GHP ①②の地域 0.66億円
公募期間	2022/04/11～2022/05/17 二次公募 2022/07/04～2022/07/22	2021/06/07～2022/03/07	2022/03/17～2022/04/19 二次公募 2022/05/23～2022/06/24	2022/04/20～2022/05/31	2022/03/09～2022/04/22 第二次公募 2022/04/27～2022/06/10 第三次公募 2022/06/17～2022/07/08 第四次公募 2022/07/14～2022/08/19
注意事項		「以下の取組」 ・サプライチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われており、大企業等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている ・脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取り組んでおり、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している ・サプライチェーン全体でバリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しており、当該サプライチェーン内の中小企業等がその達成に向けて取組を行っている ・サプライチェーン内の中小企業等が中小企業版SBT、REAction等、バリ協定に整合する目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。または、環境経営マネジメントを通じて脱炭素化に向けて取り組んでいる等、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している			

令和4年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要

ホームページの番号	3-3	令和3年度補正 3-2	3-5 (1)	3-5 (2)	令和3年度 3-3
制度所管庁	経済産業省	経済産業省	環境省		環境省
執行機関	一般社団法人太陽光発電協会	一般社団法人太陽光発電協会	一般財団法人環境イノベーション情報機構		一般財団法人環境イノベーション情報機構
補助金名	令和4年度 需要者主導による太陽光発電導入促進補助金	令和3年度補正予算 需要家主導による太陽光発電導入促進補助金	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業		令和3年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
			設備等導入事業（1号事業）	計画策定事業（2号事業）	設備等導入事業（1号事業）
補助申請者	国内において事業活動を営んでいる一つの法人であること	国内において事業活動を営んでいる一つの法人であること	1 地方公共団体 2 民間企業（1と共同申請する事業者）	1 地方公共団体 2 民間企業（1と共同申請する事業者）	1 地方公共団体 2 民間企業（1と共同申請する事業者）
補助対象経費	設計費、設備購入費、土地造成費、工事費、接続費	設計費、設備購入費、土地造成費、工事費、接続費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	人件費、業務費	本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、 設備費、業務費、事務費
対象事業	1 補助金への申請時に、一般送配電事業者に対して、高圧及び特別高圧の補助対象設備については系統連携に係る接続検討申込、低圧の補助対象設備については系統連携申込を完了し、原則として高圧及び特別高圧の補助対象設備については接続検討結果の回答、低圧の補助対象設備については系統連系の回答を得ていること。 2 補助対象設備が、再エネ措置法第9条第4項に基づく認定を得た再生可能エネルギー発電事業計画に含まれていないこと 3 補助対象設備が、原則として令和5年3月24日までに運転開始するものとして新設される2kW以上の設備であり、補助対象経費の単価が25万円/kW未満であること。 4 需要家が8年以上にわたって、補助対象設備による発電量（計画値ベース）の7割以上に相当する量の電気を利用する契約等が締結されていること。また、補助対象設備により発電された電気は専ら系統に接続供給（自己託送は除く。）することにより、需要地に供給されるものであること。	1 補助金への申請時に、一般送配電事業者に対して、高圧及び特別高圧の補助対象設備については系統連携に係る接続検討申込、低圧の補助対象設備については系統連携申込を完了し、原則として高圧及び特別高圧の補助対象設備については接続検討結果の回答、低圧の補助対象設備については系統連系の回答を得ていること。 2 補助対象設備が、再エネ措置法第9条第3項に基づく認定を得た再生可能エネルギー発電事業計画に含まれていないこと 3 補助対象設備が、原則として令和5年2月28日までに運転開始するものとして新設される2kW以上の設備であり、補助対象経費の単価が25万円/kW未満であること。 4 需要家が8年以上にわたって、補助対象設備による発電量（計画値ベース）の7割以上に相当する量の電気を利用する契約等が締結されていること。また、補助対象設備により発電された電気は専ら系統に接続供給（自己託送は除く。）することにより、需要地に供給されるものであること。	1 公共施設であること 2 補助対象施設は下記のいずれかであること (1) 地域防災計画の策定状況について、以下の要件を満たす施設（予定含む） a～b（略） (2) 業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき施設（予定含む） 3 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備を導入すること 4 補助対象設備を導入する施設が、以下のいずれかの耐震性を有する建築物であること a～d（略） 5 補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと a～b（略） 6 CO ₂ 削減が図れるものであること 7 再生可能エネルギー設備等の設置や電力供給に係る関係法令・基準等を遵守すること。・・・ 8 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIT制度による売電を行わないものであること 9 国土強靱化地域計画が策定されていること	1 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等導入することを前提とした調査及び計画策定を行うものであること 2 調査及び計画策定の内容が事業の基礎調査、災害時にも必要な電力及び熱量の算定、事業性の検討等の事業化に向けた具体的な検討を行うもの 3 補助事業の実施により策定される計画の実施が見込まれること 4 調査・計画を実施する対象施設が公共施設であること 5 地域防災計画において、対象施設が既に位置づけられているか、位置づけられる予定であること 6 対象施設が以下のいずれかの耐震性を有する建築物であること a～d（略） 7 対象施設について、以下の全てを満たすこと a～b（略） 8 CO ₂ 削減が図れるものであること 9 調査・計画後の設備導入により、CO ₂ 排出削減に係るものであること 10 事業期間が単年であること 11 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIT制度による売電を行わないものであること	1 公共施設であること 2 補助対象施設は下記のいずれかであること (1) 地域防災計画の策定状況について、以下の要件を満たす施設（予定含む） a～b（略） (2) 業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき施設（予定含む） 3 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等導入すること 4 補助対象設備を導入する施設が、以下のいずれかの耐震性を有する建築物であること a～d（略） 5 補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと a～b（略） 6 CO ₂ 削減が図れるものであること 7 再生可能エネルギー設備等の設置や電力供給に係る関係法令・基準等を遵守すること。・・・ 8 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIT制度による売電を行わないものであること
対象設備	太陽電池モジュール／ パワーコンディショナー／ モニターシステム（電力測定及び測定値の表示を行うためのシステム）／ 架台／接続箱／受配電設備／遠隔監視・接続装置／ その他の附属機器	太陽電池モジュール／ パワーコンディショナー／ モニターシステム（電力測定及び測定値の表示を行うためのシステム）／ 架台／接続箱／受配電設備／遠隔監視・接続装置／ その他の附属機器	①レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム ②蓄電池（据置（定置）型） ③省エネルギー設備（高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明設備、高効率給湯設備、エネルギーマネジメントシステム、断熱材等、変圧器、省エネ型浄化槽） ④上記に付帯する設備（車載型蓄電池、充電設備、充電設備、配管等、自営線）	①レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム ②蓄電池（据置（定置）型） ③省エネルギー設備（高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明設備、高効率給湯設備、エネルギーマネジメントシステム、断熱材等、変圧器、省エネ型浄化槽） ④上記に付帯する設備（車載型蓄電池、充電設備、充電設備、配管等、自営線）	①レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム ②蓄電池（据置（定置）型） ③省エネルギー設備（高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明設備、高効率給湯設備、エネルギーマネジメントシステム、断熱材等、変圧器、省エネ型浄化槽） ④上記に付帯する設備（車載型蓄電池、充電設備、充電設備、配管等、自営線）
補助率	【自治体連携型】 2/3以内 次の①又は②に該当するもの ①補助対象事業者（地方公共団体及び地方公営企業を除く）が、地方公共団体が所有する土地に補助対象設備を設置して補助事業を実施する場合 ②地方公共団体が過半を出資する補助対象事業者又は地方公共団体及び地方公営企業が、当該地方公共団体内に需要地を有する者を需要家として補助事業者として補助事業を実施する場合 【自治体連携型以外】 1/2以内	【自治体連携型】 2/3以内 次の①又は②に該当するもの ①補助対象事業者（地方公共団体及び地方公営企業を除く）が、地方公共団体が所有する土地に補助対象設備を設置して補助事業を実施する場合 ②地方公共団体が過半を出資する補助対象事業者又は地方公共団体及び地方公営企業が、当該地方公共団体内に需要地を有する者を需要家として補助事業者として補助事業を実施する場合 【自治体連携型以外】 1/2以内	①市区町村等（指定都市を除き、特別区を含む）であって太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備又は未利用エネルギー活用設備の導入事業の場合、又は離島の場合 2/3 ②市区町村等であって、太陽光発電設備又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合 1/2 ③都道府県・指定都市の場合 1/3	1/2	①市区町村等（指定都市を除き、特別区を含む）であって太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備又は未利用エネルギー活用設備の導入事業の場合、又は離島の場合 2/3 ②市区町村等であって、太陽光発電設備又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合 1/2 ③都道府県・指定都市の場合 1/3
上限／下限	—	—	CO ₂ 1トンあたりの削減コストによる上限あり	<上限> 補助金額が500万円を超える場合は500万円とする。	CO ₂ 1トンあたりの削減コストによる上限あり
公募期間	2022/06/24～2022/08/05	2022/03/15～2022/04/22 二次公募 2022/05/16～2022/06/17	2022/04/27～2022/06/03 二次公募 2022/06/13～2022/07/15		2022/03/14～2022/04/15 二次公募 2022/04/27～2022/06/03、 三次公募 2022/06/13～2022/07/15、 四次公募 2022/07/27～2022/08/31
注意事項			【対象とする施設等の内容】 補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、避難施設等であることが地域防災計画により定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設等とする。（補助対象設備を導入できるエリアは地域防災計画等で定める災害時の役割が確認できるエリア（動線部分やトイレなどを含む。）に限る。 ■広域防災拠点（広域的で甚大な災害が発生した際に、国、都道府県、市町村、地区レベルで連携・連動し、圏域全体として広域的な災害対策活動を行う際の拠点であり、災害対策活動の構築が図られている施設 ■防災拠点（災害応急活動施設等<①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫>） ■避難施設（避難所・収容施設等<①県民会館・市民会館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥公園・防災公園、⑦観光交流施設（道の駅等）>） ■業務継続計画に位置付けている施設（本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定<①代替庁舎、②分庁舎>、電気、水、食料等の確保<①水道施設、②給食センター>、非常時優先業務の整理<①医療施設、②火葬場、③入浴施設、④廃棄物処理場、⑤福祉施設、⑥保健センター、⑦文化施設>）		【対象とする施設等の内容】 補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、避難施設等であることが地域防災計画により定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設等とする。 ■広域防災拠点 ■防災拠点 ■避難施設 ■業務継続計画に位置付けている施設

令和4年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要

ホームページの番号	令和3年度 3-3	3-6 (1)			3-6 (2)
制度所管庁	環境省	環境省			環境省
執行機関	一般財団法人環境イノベーション情報機構	公益財団法人廃棄物・3R研究財団			公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
補助金名	令和3年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業			令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業
	計画策定事業（2号事業）	廃棄物エネルギーの有効利用によるマルチベネフィット達成促進事業			中小企業等におけるPCB使用照明器具の LED化によるCO ₂ 削減推進事業
補助申請者	1 地方公共団体 2 民間企業（1と共同申請する事業者）	一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者であって、次の各号に掲げる者 1 民間企業 2 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 3 その他、大臣の承認を得て財団が適当と認める者			ア 中小企業者 イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 のうち中小企業規模相当のもの ウ 法律により設立された法人のうち中小企業規模相当のもの エ 地方公共団体のうち中小企業規模相当のもの オ 個人事業主又は個人 カ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者 キ アカヘリース方式によりLED照明器具を導入する民間企業 補助金の対象は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の 区域内の事業所に限る。
補助対象経費	人件費、業務費	本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、 設備費、業務費、事務費			人件費、業務費
対象事業	1 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等を導入することを前提とした調査及び計画策定を行うものであること 2 調査及び計画策定の内容が事業の基礎調査、災害時にも必要な電力量及び熱量の算定、事業性の検討等の事業化に向けた具体的な検討を行うもの 3 補助事業の実施により策定される計画の実施が見込まれること 4 調査・計画を実施する対象施設が公共施設であること 5 地域防災計画において、対象施設が既に位置づけられているか、位置づけられる予定であること 6 対象施設が以下のいずれかの耐震性を有する建築物であること a ～d (略) 7 対象施設について、以下の全てを満たすこと e ～h (略) 8 調査・計画後の設備導入により、CO ₂ 排出削減に係るものであること 9 事業期間が単年であること	① 廃棄物高効率熱回収事業	②-1 廃棄物燃料製造事業	②-2 廃棄物燃料受入事業	①PCB使用照明器具の有無に係る調査事業（調査事業）
		廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設備設置・改良を行う事業 1 施設規模による熱回収率の基準を満足すること 2 災害廃棄物の処理体制が構築されている、若しくは補助事業開始までに構築がされていること 3 本事業により、地域内での資源（廃棄物燃料等含む）・エネルギーの循環利用による新たな事業の創出などの地域活性化や、これまで地域外から購入していた燃料費相当額が地域内に留まることによる地域経済の好循環が創出されるなど、地域循環共生圏の構築に資する事業であること 4 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性の高い事業であること 5 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること 他	廃棄物燃料施設（固形燃料化・油化・メタン化・PPF化等）の設備設置・改良を行う事業 1 ガス製造量又はエネルギー回収率の基準を満足すること 2 災害廃棄物の処理体制が構築されている、若しくは補助事業開始までに構築がされていること 3 本事業により、地域内での資源（廃棄物燃料等含む）・エネルギーの循環利用による新たな事業の創出などの地域活性化や、これまで地域外から購入していた燃料費相当額が地域内に留まることによる地域経済の好循環が創出されるなど、地域循環共生圏の構築に資する事業であること 4 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性の高い事業であること 5 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること 他	廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備設置・改良を行う事業 1 ガス製造量又はエネルギー利用率の基準を満足すること 2 災害廃棄物の処理体制が構築されている、若しくは補助事業開始までに構築がされていること 3 本事業により、地域内での資源（廃棄物燃料等含む）・エネルギーの循環利用による新たな事業の創出などの地域活性化や、これまで地域外から購入していた燃料費相当額が地域内に留まることによる地域経済の好循環が創出されるなど、地域循環共生圏の構築に資する事業であること 4 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性の高い事業であること 5 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること 他	1 PCB使用照明器具が使用されている可能性がある昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査であること 2 本事業で発見されたPCB使用照明器具の処理を確実にすること
対象設備		受入・供給設備（搬入・退出路を除く）／ 燃焼設備・焼却残渣溶融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備／燃焼ガス冷却設備／発電設備／ 熱供給設備／排ガス処理設備／通風設備／ 灰出し設備／排水処理設備／ 不燃物処理・資源化設備／換気、除じん、脱臭等に必要な設備／冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備／ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備	受入・供給設備（搬入・退出路を除く）／ 脱水・乾燥設備／焼結設備／溶融設備／破砕設備／ 選別・分級設備／圧縮設備／発酵設備（発生ガス等の利用設備を含む）／メタンガス貯留設備／ 残さ物等処理設備／油化設備／排ガス処理設備／ 固形化設備／搬出設備／排水処理設備／ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備／ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備	受入・供給設備（搬入・退出路を除く）／ 脱水・乾燥設備／破砕設備／選別・分級設備／ 圧縮設備／燃焼設備（廃棄物燃料を焼却炉等へ投入する設備）／貯留設備／搬送設備／残さ物等処理設備／ 換気、除じん、脱臭設備／前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備	
補助率	1/2	1/3又は高効率化に伴う嵩高費用のいずれか低い方	1/3	1/3	1/10
上限／下限	<上限> 補助金額が500万円を超える場合は500万円とする。				上限 : 50万円
公募期間	2022/03/14～2022/04/15	2022/04/26～2022/05/30	2022/04/26～2022/05/30	2022/04/26～2022/05/30	2022/06/06～2023/01/31
注意事項	二次公募 2022/04/27～2022/06/03、 三次公募 2022/06/13～2022/07/15、 四次公募 2022/07/27～2022/08/31 【対象とする施設等の内容】 補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、避難施設等であることが地域防災計画により定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設等とする。 ■広域防災拠点 ■防災拠点 ■避難施設 ■業務継続計画に位置付けている施設				

令和4年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要

ホームページの番号	3-6 (2)		3-7 (1)ア		3-7(1)イ
制度所管庁	環境省		環境省		環境省
執行機関	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団		公益財団法人北海道環境財団		公益財団法人北海道環境財団
補助金名	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業		令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素社会構築に向けた再エネ由来水素活用推進事業		令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素社会構築に向けた再エネ由来水素活用推進事業
	中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業		水素を活用した 自立・分散型エネルギーシステム構築事業	水素活用機器導入促進及び社会実装支援事業	事業化に向けた既存サプライチェーン活用による 設備運用事業
補助申請者	ア 中小企業者 イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人のうち中小企業規模相当のもの ウ 法律により設立された法人のうち中小企業規模相当のもの エ 地方公共団体のうち中小企業規模相当のもの オ 個人事業主又は個人 カ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者 キ ア〜カヘリース方式によりLED照明器具を導入する民間企業 補助金の対象は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内の事業所に限る。		ア 民間企業（リース・レンタル事業者を含む） イ 地方公共団体 ウ 独立行政法人 エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 オ 法律により直接設立された法人 カ その他環境大臣の承認を得て財団が認める者		次に掲げる地方公共団体 ① 環境省の「地域連携・低炭素水素技術実証事業」の事業を終了した者 ② ①の実証事業で使用した機器・設備について環境省と協議のうえ、引き続き利用し運用する者 ③ ①のうち、2030年時点での水素製造コストが水素基本戦略における達成目標である30円/Nm ³ の達成が難しいと見込まれる者
補助対象経費	本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	人件費、業務費／本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費
対象事業	②PCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業（交換事業）	③PCB使用照明器具の有無に係る調査及びPCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業（調査交換事業）	(対象事業の要件) 1 地域での再エネ普及・拡大の妨げとなっている自然的・社会的条件に基づく課題に対して、地域の実情に応じ、防災、災害時にも有用な公益性のある、水素による再エネの貯蔵・利用モデルとなること 2 補助対象設備から出力される電気、熱（温水を含む、システム内利用も可）は自家消費すること 3 補助対象設備等に該当する蓄電池もしくは燃料電池から出力される電力に関して、一般送配電事業者が管理する送電線・配電線への電力供給は行わないこと 4 補助事業を実施する施設が、設置する自治体の地域防災計画、または協定等により防災拠点等として位置付けられているか、位置付けられる見込みであること	(対象事業の要件) 日本国内において地域の再エネ等を活用し、水素を製造、貯蔵、運搬する地域水素サプライチェーンの社会実装に必要な設備（製造・貯蔵・運搬分野）及び水素の利用拡大に繋がるための設備の導入（利用分野）であって、次の要件に適合する業務用の設備を導入する設置計画が確実な事業 ア 原則として地域の再生可能エネルギー等を活用して製造した水素を利用可能な設備であること。ただし、将来的に再エネ由来等水素への移行の見込みがある場合は、副生水素等も対象とする。 イ CO ₂ 削減が図れる事業であること（設備における水素の利用割合は問わないこととする。）	
	1 使用中のPCB使用照明器具の交換であること 2 調査事業、安定器の銘板情報やメーカーへのヒアリング等により、照明器具の安定器にPCBが使用されていることが確認であること 3 LED照明器具への交換により生じるPCB廃棄物の処理を確実にすること 4 交換する照明器具がLED照明器具であること	1 PCB使用照明器具が使用されている可能性がある昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査及び調査により発見された使用中のPCB使用照明器具の交換を一体的に行うこと 2 LED照明器具への交換により生じるPCB廃棄物の処理を確実にすること 3 交換する照明器具がLED照明器具であること			
対象設備	LED照明器具	LED照明器具	蓄電池／水電解装置／給水タンク／水素貯蔵タンク（圧縮水素、水素吸蔵合金、液化タンク等）／燃料電池（改質器付きを除く）／貯湯タンク／エネルギーマネジメントシステム／熱配管／その他補助対象施設・設備を運用する上で必要と認められる設備	1 「製造・貯蔵・供給」分野 水電解装置／バッファタンク／水素充填ユニット／水素吸蔵合金／水素を供給、出荷する装置／再エネ等由来水素のみを燃料とする産業用燃料電池などの水素活用設備・機器（車両は除く） 2 「利用」分野 再エネ等由来水素のサプライチェーンより供給される水素を一部燃料とし、既存燃料と混焼等で併用する水素ボイラーや水素発電機などの設備・機器（車両は除く）	
補助率	1/3	調査事業 : 1/10 交換事業 : 1/3	指定都市以外の市町村 : 2/3 都道府県、指定都市及び特別区 : 1/2 中小企業者 : 1/2 中小企業者以外の民間企業 : 2/3 中小企業者以外の民間企業 : 1/2 その他 : 1/2	指定都市以外の市町村 : 2/3 都道府県、指定都市及び特別区 : 1/2 中小企業者 : 2/3 中小企業者以外の民間企業 : 1/2 その他 : 1/2 ※ 利用分野については、原則として補助対象経費と一般的な設備との差額に上記の補助率を乗じた金額を補助	2/3
上限／下限		<調査事業> 上限 : 50万円	補助上限額 : 2億円	【補助上限額】 「製造・貯蔵・供給」分野 : 2億円 「利用」分野 : 1億円	補助上限額 : 5000万円／年度
公募期間	2022/06/06～2023/01/31	2022/06/06～2023/01/31	2022/05/26～2022/08/31	2022/05/26～2022/08/31	2022/04/14～2022/05/31
注意事項					

令和4年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要

ホームページの番号	3-7 (2)イ	3-7 (2)ウ	
制度所管庁	環境省		
執行機関	公益財団法人北海道環境財団		
補助金名	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素社会構築に向けた再エネ由来水素活用推進事業		
	水素社会実現に向けた産業車両等 における燃料電池化促進事業	地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業	
補助申請者	ア 民間企業（リース・レンタル事業者を含む） イ 地方公共団体 ウ 独立行政法人 エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 オ 法律により直接設立された法人 カ その他環境大臣の承認を得て財団が認める者	ア 民間企業（リース・レンタル事業者を含む） イ 地方公共団体 ウ 独立行政法人 エ 地方独立行政法人 オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 カ 法律により直接設立された法人 キ その他環境大臣の承認を得て財団が認める者	ア 民間企業（リース・レンタル事業者を含む） イ 地方公共団体 ウ 独立行政法人 エ 地方独立行政法人 オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 カ 法律により直接設立された法人 キ その他環境大臣の承認を得て財団が認める者
補助対象経費	本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、 設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、 設備費、業務費、事務費	本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、 設備費、業務費、事務費
対象事業	(対象事業の要件) 日本国内において燃料電池フォークリフト及び燃料電池バス等の新車導入	1 地域再エネ水素ステーション保守点検業務	2 設備の高効率化改修事業
		(対象事業の要件) 環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業によって整備された再エネステーションであり、原則として以下のア～ウの要件を満たす水素ステーションであること ア 当該水素ステーションから水素を共有するFCV等の年間走行予定距離等を達成すること。 イ 水素ステーションの付帯設備などを含めたシステム全体の消費電力量が再エネ発電設備の発電電力量を超過しないこと。なお、超過が見込まれる場合は、以下の方法による対応を実施すること。 以下の方法は（略） ウ 水素ステーション全体の消費電力量及び再エネ発電設備の発電量の実績を計測できること。	(対象事業の要件) 環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業によって整備された再エネ水素ステーションにおいて、エネルギー効率の向上に寄与する部品・部材（水素製造装置スタック等）の交換等及び交換等を実施した設備を稼働させるのに必要な調整を行う事業であって、以下の要件を満たす水素ステーションであること ア 水素を製造する際に要する電力の全相当分が太陽光発電や風力その他地域の再生可能エネルギー由来の電力で賄われている水素ステーションの装置であること
対象設備	燃料電池フォークリフト/ 燃料電池バス		
補助率	■燃料電池フォークリフト : 1/2 (一般的なエンジン車の価格との差額に対して) ■燃料電池バス : 1/2 (車両本体価格に対して)	2/3	指定都市以外の市町村 : 2/3 都道府県、指定都市及び特別区 : 1/2 資本金1,000万円未満の民間企業 : 2/3 資本金1,000万円以上の民間企業 : 1/2 その他 : 1/2
上限/下限	補助上限額 燃料電池フォークリフト : 550万円/台 燃料電池バス : 5,775万円/台	補助上限額 : 220万円	
公募期間	2022/04/25～2022/09/30 (燃料電池バス) 2022/04/25～2022/11/30 (燃料電池フォークリフト)	2021/07/15～2021/11/30	2021/07/15～2021/11/30
注意事項			